



養育医療の給付を申請される方へ



養育医療給付制度とは、未熟児が指定養育医療機関で入院治療を受ける場合に、医療費の自己負担分を公費負担する制度です。

1. 対象者

杉並区に住民登録があり、指定養育医療機関に入院し、医師が養育医療を受ける必要があると認められた未熟児で、以下の(1)(2)のいずれかに該当する0歳児

- (1) 出生時体重 2,000グラム以下
- (2) 出生時体重 2,000グラムを超えているが、生活力が特に弱く、特定の症状がある

※疾患等により新生児集中治療室（NICU）で入院治療を受けていても、未熟児と診断されていない場合や、双胎児のもう一方であるという理由のみでは対象にはならないこともあります。

2. 有効期間等

- ① 医師が意見書に記入した診療予定期間（最長で1歳の誕生日の前々日まで）です。
- ② 入院中に期間を延長する場合、有効期間内に所定の手続きが必要です。
- ③ 区外へ転出した場合は、転出日が終了日となります。（引き続き入院している場合は、転出先で再度申請が必要です）
- ④ 他の指定医療機関に転院の場合は、所定の手続きが必要です。

3. 助成内容

健康保険が適用される医療費等の自己負担額分を助成します。
手術の自費材料費、貸オムツ代、差額ベッド代など保険診療適用外のものは自費となります。

なお、世帯の市町村民税額に依じて養育医療費の「一部自己負担金」が算定されます。この一部自己負担金については、杉並区子ども医療費助成制度（※）に申請、認定されることで、杉並区が負担しますので実際の支払はありません。

※ 杉並区子ども医療費助成制度（マル乳医療証＝乳）の申請先

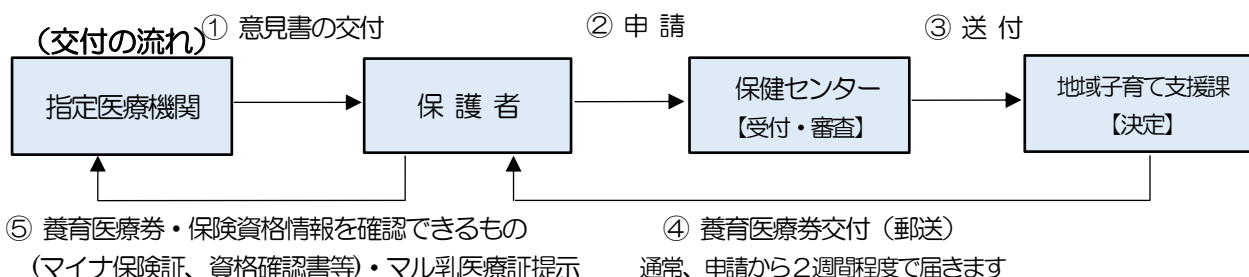
杉並区子ども家庭部管理課 子ども医療・手当係 電話 03-3311-2111（代表）

4. 医療券の使用方法

「養育医療券」と「保険資格情報を確認できるもの（マイナ保険証、資格情報確認書等）」
「マル乳医療証」を、指定医療機関の窓口に提示してください。

【重要】養育医療券が届く前にマル乳医療証を利用して医療費を支払った場合、後から養育医療を適用することはできません。

養育医療券が届く前に病院から医療費請求があった場合は、手続き中であることを伝え、支払いについては病院とご相談ください。



5. 申請

申請の受付は、担当地域の保健センターで行います。

- ・申請時に保健師による面接があります。
- ・意見書に記載された症状等によって判断をするため、認定されない場合もあります。
- ・申請日が入院日から3か月を超えている場合は「遅延理由書」が必要です。

※ 既に退院していても、誕生日から1年以内かつ未精算で病院がさかのぼって養育医療の取り扱いを認める場合は申請が可能です。有効期間は退院日までとなります。

6. 必要書類

①～⑤の書類は、杉並区ホームページ [くらしのガイド](#) > [子育て](#) > [育児](#) > [養育医療の給付](#) からダウンロードできます。

各保健センター、または区役所地域子育て支援課 母子保健係でもお渡ししています。

- ・記入方法や提出書類等については、担当地域の保健センターにお問い合わせください。
- ・双胎等、受給対象者が複数の場合、① ② ③ ⑤ ⑦ は対象の乳児ごとにそれぞれ必要です。
- ・① は担当医師に作成してもらい、②～⑩ は保護者の方が用意してください。

	注 意 点
① 養育医療意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請（受理）日の3か月以内に発行されたもの ・意見書の記載内容が不明確な場合、担当医師に治療内容等を問い合わせる場合があります。
② 養育医療給付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・本人＝受給対象者（乳児） ・扶養義務者＝乳児が加入する健康保険の被保険者
③ 世帯調書	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯全員分を記入 ・世帯外でも扶養義務者がいる場合は記入
④ 同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者＝養育医療給付申請書の申請者 ・生計を同じくする世帯員＝受給対象者を含む、申請者を除く世帯全員
⑤ 委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・委任者＝乳幼児医療証の保護者（申請者と異なる場合もあります） ・朱肉を使う印鑑で押印
⑥ 市町村民税額証明書等	次ページ参照（※）
⑦ 乳児本人の保険資格情報を確認できる書類のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・有効な健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ ・加入手続き中の場合は、扶養義務者の保険資格情報を確認できる書類
⑧ 個人番号（マイナンバー）の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・下記のいずれか1点（世帯調書に記入した方全員分） 個人番号カード、個人番号通知カード（氏名・住所等の記載事項と本人の情報が一致している場合に限る）、住民票の写し（個人番号付き）
⑨ 届出者の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> A) 1点で確認できるもの（顔写真付き） 個人番号カード、運転免許証、パスポートなど B) 2点で確認できるもの 年金手帳、社員証、公共料金の領収書など
（届出者が扶養義務者以外の場合） ⑩ 代理権の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・下記のいずれか1点 母子健康手帳、委任状（個人番号記載の取り扱いについて）、戸籍謄本（法定代理人の場合）など

(※) ⑥ 市町村民税額証明書等について

- 基準日に杉並区に住民登録があった方は ④同意書 により提出が省略できます。

申請月	基準日	対象年度
令和6年4月～6月	令和5年1月1日	令和5年度（令和4年中所得）課税証明書
令和6年7月～令和7年6月	令和6年1月1日	令和6年度（令和5年中所得）課税証明書

- 基準日に杉並区に住民登録がなかった方は、住民登録のあった自治体発行の課税証明書等を添付してください。

必要な証明書

受給対象者と同一生計の方全員分の 対象年度の「住民税課税（非課税）証明書等」または「住民税額決定通知書」の原本とコピー（提出用）。

ただし、原本提出の場合はコピーは不要です。

配偶者控除等で他の世帯員の被扶養者となっていることが確認できる場合は、その方の証明書の提出は不要です。

（例）妻が夫の扶養に入っている場合

夫（扶養者）：提出が必要

妻（被扶養者）：夫の税情報から配偶者控除の適用が確認できる場合、提出不要

- 生活保護または支援給付を受給されている方は、受給に係る証明書を提出してください。

7. その他

有効期間の延長、転院、加入する健康保険や住所の変更、養育医療券の紛失等の場合は、担当地域の保健センターにお問い合わせの上、所定の手続きをお願いします。



問い合わせ先



○医療券の申請、必要書類については

荻窪保健センター	☎03-3391-0015
高井戸保健センター	☎03-3334-4304
高円寺保健センター	☎03-3311-0116
上井草保健センター	☎03-3394-1212
和泉保健センター	☎03-3313-9331

○医療券の交付については

地域子育て支援課 母子保健係 ☎03-3312-2111